

## 成年後見制度の概要

○認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分で無い方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など(注1)		
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為	(注2)	民法13条1項所定の行為(注3)(注4)(注5)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)(注1)(注3)(注5)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為(注2)	同上(注3)(注4)(注5)	同上(注3)(注5)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左(注1)
制度を利用した場合の資格などの制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど(注6)	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	

(注1) 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 成年後見人が契約等の法律行為(日常生活に関する行為を除きます。)をした場合には、仮に成年後見人の同意があったとしても、後で取り消すことができます。

(注3) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注4) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

(注5) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

(注6) 公職選挙法の改正により、選挙権の制限はなくなりました。

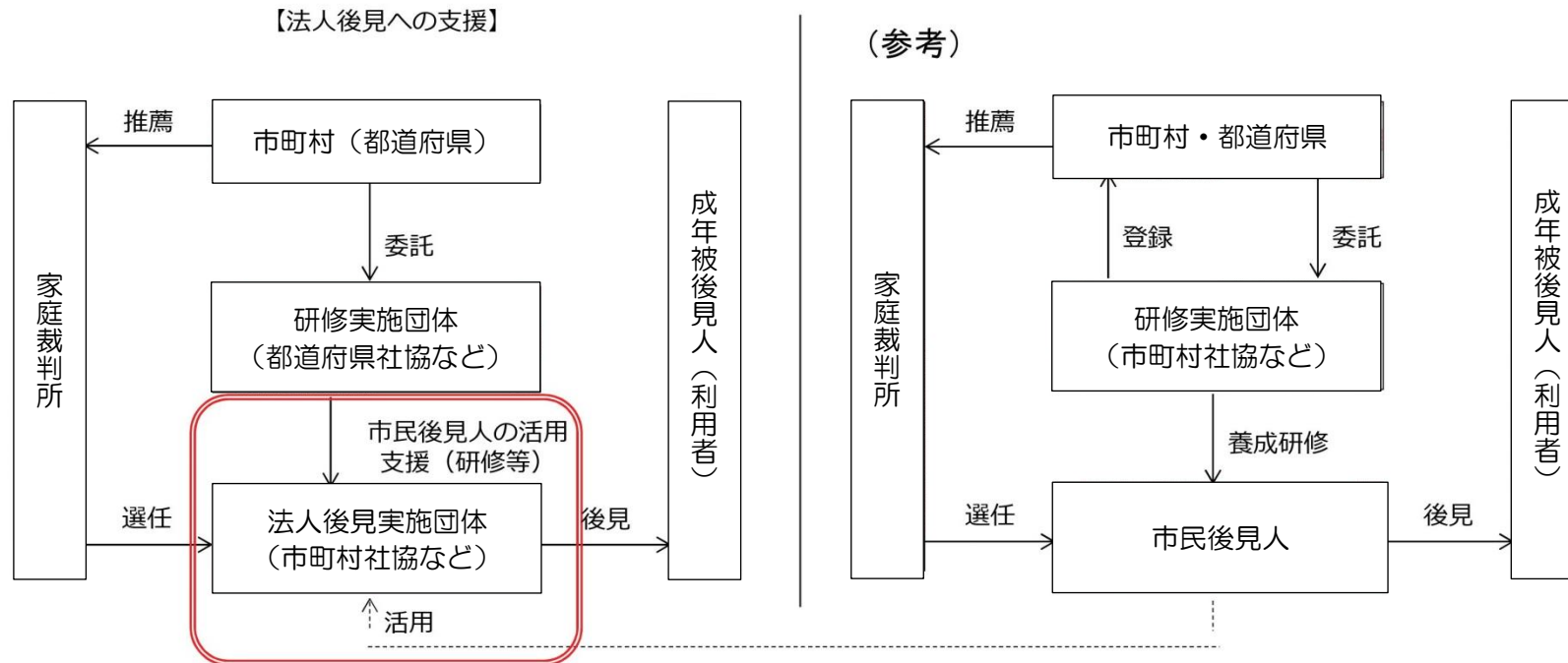
## 市民後見人を活用した法人後見への支援

### ● 障害者総合支援法（平成25年4月1日施行）

第七十七条（市町村の地域生活支援事業）

市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

五 障害者の民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見、補佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業。



### 平成27年度予算(障害者関係)

地域生活支援事業464億円の内数

※【市町村事業 補助率】国1/2以内、都道府県1/4以内で補助

## ●これまでの成年後見制度の課題

- 1 意思決定支援・身上保護が疎か（財産管理のみを重視）
- 2 制度自体の認知度が低い
- 3 支援が必要な人に繋がっていないのではないか
- 4 上記1から、本人を見守る「チーム」が必要
- 5 上記1から、後見人支援制度が必要
- 6 地域の専門職団体の協力体制の構築が必要（後見人の担い手の育成を含む）
- 7 不正防止の徹底が必要
- 8 上記1～7から、コーディネートを行う「中核機関（センター）」の整備が必要

## ●後見人の担い手（市民後見人）の課題

- 1 後見人の担い手（市民後見人）の課題
  - ①県域での基本カリキュラムと実践研修の共有が必要
    - ・県の支援の必要性
    - ・県内他市との協調の必要性
  - ②どのような事案を市民後見人に任せるかの基準が必要
    - ・月々の収支が小額でも黒字であること（交通費等の実費が支出可能であること）
    - ・安定した居所が確保されていること（特別養護老人ホームなど施設入所中に限る）
    - ・親族にトラブルがないこと
    - ・返済困難な負債や法廷紛争などの対応困難なトラブルがないこと
    - ・預貯金が1,000万円を超えていないこと 等
  - ③市民後見人を支援する専門職団体の協力が必要
  - ④悪意をもった人物の参入による権利侵害を防止するシステムの構築が必要
  - ⑤専門職専用の賠償責任保険はあるが、市民後見人が加入できる保険は現在無い

## ●成年後見制度利用促進計画について

政府においては、平成 29 年 3 月 24 日、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 9 号、以下「促進法」という。）に基づき、成年後見制度利用促進計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定。

### I 基本計画のポイント

- 1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
  - ①財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
  - ②本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
- 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
  - ①制度の広報
  - ②制度利用の相談
  - ③制度利用促進（マッチング）
  - ④後見人支援等の機能を整備
  - ⑤本人を見守る「チーム」の整備
  - ⑥地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）の整備
  - ⑦コーディネートを行う「中核機関（センター）」の整備
- 3 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
  - ①後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策  
（※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与するイメージ）の検討

### II 市区町村における当面の取組（役割）

- 1 市区町村における成年後見制度利用のニーズ把握の方法の検討
- 2 地域の専門職との連携の在り方
  - ①専門職との連携、「協議会」をどのように作るのか
  - ②家庭裁判所との連携はどのように図るのかなどの検討から始めることが考えられるとされている。

### Ⅲ これまでの成年後見制度の課題

- 1 意思決定支援・身上保護が疎か（財産管理のみを重視）
- 2 制度自体の認知度が低い
- 3 支援が必要な人に繋がっていないのではないか
- 4 上記1から、本人を見守る「チーム」が必要
- 5 上記1から、後見人支援制度が必要
- 6 地域の専門職団体の協力体制の構築が必要（後見人の担い手の育成を含む）
- 7 不正防止の徹底が必要
- 8 上記1～7から、コーディネートを行う「中核機関（センター）」の整備が必要

### Ⅳ 後見人の担い手（市民後見人）の課題

- 1 後見人の担い手（市民後見人）の課題
  - ① 県域での基本カリキュラムと実践研修の共有が必要
    - ・ 県の支援の必要性
    - ・ 県内他市との協調の必要性
  - ② どのような事案を市民後見人に任せるかの基準が必要
    - ・ 月々の収支が小額でも黒字であること（交通費等の実費が支出可能であること）
    - ・ 安定した居所が確保されていること（特別養護老人ホームなど施設入所中に限る）
    - ・ 親族にトラブルがないこと
    - ・ 返済困難な負債や法廷紛争などの対応困難なトラブルがないこと
    - ・ 預貯金が1,000万円を超えていないこと 等
  - ③ 市民後見人を支援する専門職団体の協力が必要
  - ④ 悪意をもった人物の参入による権利侵害を防止するシステムの構築が必要
  - ⑤ 専門職専用の賠償責任保険はあるが、市民後見人が加入できる保険は現在無い

### Ⅴ 本市での取組の方策

現在、本市では、防府市社会福祉協議会に「法人後見制度」について、その取組をお願いしているところです。

この「法人後見制度」は、被後見人にとって、後見人が死亡等した場合にあっても、継続した支援が受けられるというメリットがあることから、取り組まれているもので、長期に支援が必要となることが想定される障害者にとっての人生の伴走者として、そ

の役割は大きいものといえます。

本市としては、今後、当該「法人後見制度」を充実・拡充し、「中核機関（センター）」と位置付け、上記Ⅲの課題を解決していくことが想定されることです。

なお、このうち後見人の担い手の育成、後見人支援制度について、その対象として想定される「市民後見人」については、Ⅳでも触れたとおり課題があることから、県域での市民後見人の研修・育成・支援等のレベルを合わせ、これを維持していくことが必要だと考えており、今後、県内他市と歩調を合わせ、県とも連携を図っていくことを想定する必要があります。

当面、本市では、防府市社会福祉協議会の法人後見制度への支援の充実とともに、

1 市区町村における成年後見制度利用のニーズ把握の方法の検討

2 地域の専門職との連携の在り方

①専門職との連携、「協議会」をどのように作るのか

②家庭裁判所との連携はどのように図るのか

などの検討から始めることが必要だと考えています。